

滋賀県立彦根翔西館高等学校

平成28年度 「保護者と教職員の会」総会

日時：平成28年5月14日（土）午後2時00分～

会場：増築棟 1 階 大講堂

会 議 次 第

1. 開 会 挨 拶

彦根翔西館高等学校校長 茶 谷 不 二 雄

2. 定 数 確 認

3. 「保護者と教職員の会」総会（協議事項）

- (1) 議長選出
- (2) 「保護者と教職員の会」の立ち上げについて経緯説明
- (3) " " の規約について P1～P11
- (4) 平成28年度「保護者と教職員の会」本部役員体制（案）P12
- (5) " " 新役員代表挨拶（案）
- (6) " " 事業計画（案）P13
- (7) " " 会計予算（案）P14・15
- (8) その他

4. 連絡事項

1年学校概要説明会、校舎見学

5. 閉 会 挨 拶 「保護者と教職員の会」副会長

滋賀県立彦根翔西館高等学校「保護者と教職員の会」規約（案）

平成28年 月 日 制定

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、滋賀県立彦根翔西館高等学校保護者と教職員の会（以下、「本会」という。）と称する。

（事 務 局）

第2条 本会は、事務局を滋賀県立彦根翔西館高等学校（以下「本校」という。）内に置く。

（目 的）

第3条 本会は、保護者と学校教職員とが連携を密にし、学校教育の運営を助け、教育効果をあげることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の教育指導についての研修および懇談会の開催に関する事業
- (2) 生徒の校外生活についての指導に関する事業
- (3) 地区における教育環境の改善充実を図るための事業
- (4) 広報に関する事業
- (5) その他、目的達成に必要と認める事業

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校生徒の保護者
- (2) 本校の教職員

第3章 役 員

（役 員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 専門部長 3名（育成、研修、広報）
- (4) 幹 事 若干名（教職員を含む）
- (5) 監 査 2名

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、校長と協議し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 専門部長は、各専門部の庶務を司る。

4 幹事は、本会の庶務、会計を処理する。

5 監査は、毎事業年度1回、本会の業務及び経理の状況を監査し、その結果について総会に報告し、意見を述べるものとする。

（監査の兼職禁止）

第8条 監査は、会長、副会長、幹事および地区委員を兼ねてはならない。

（役員の仕事）

第9条 会長、副会長、専門部長および監査は、総会において選任および解任する。

2 幹事は、会長が委嘱する。教職員幹事については、校長の推薦による。

（役員任期）

第10条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後、新たに役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

3 任期の途中において役員が交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（本部役員会）

第11条 本部役員会は、会長、副会長、専門部長、監査および幹事をもって構成し、本会の業務執行に必要な事項を合議・決定する。

2 本部役員会は、随時、会長が招集する。

（事務局）

第12条 本会の事務局に次の職員を置き、会務を処理する。

(1) 書記

(2) 会計

(3) 係

2 書記は、幹事をもって充て、本会の庶務を司る。

3 会計は、幹事をもって充て、本会の経理を司る。

4 係は、書記および会計の職務を補佐する。

5 事務局職員は、会長が委嘱する。教職員については、校長の推薦による。

第4章 総 会

（総会の性格）

第13条 総会は、会員をもって構成し、本会最高の議決機関とする。

（総会の種類および招集）

第14条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 会長は、会計年度終了後2か月以内に通常総会を招集しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、地区委員会の意見を聞いて臨時総会を招集することができる。

4 会員総数の5分の1以上にあたる会員が、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を会長に提出して請求したときは、会長は、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

（総会の招集手続き）

第15条 総会の招集は、開催日の1週間前までに会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって各会員に通知して行うものとする。

（総会の議長）

第16条 総会の議長は、総会において選出する。

（総会の議決事項）

第17条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画および予算の決定または変更

(3) 決算報告の承認

(4) 会長、副会長、専門部長、幹事、監査の選任および解任

(5) 会費の額の変更

(6) その他、会長が必要と認める事項

（総会の議事）

第18条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長は、これを決定する。

2 議事の表決にあたっては、1家庭1票とする。

第5章 地区委員および地区委員会

（委員）

第19条 本会に地区委員を置く。

（委員の選出）

第20条 地区委員は、年度当初に別に定めるところにより、選挙により選出する。

（委員の任期）

第21条 第10条の規定は、地区委員について準用する。

（地区委員会）

第22条 地区委員会は、会長、副会長、専門部長、副部長、幹事および地区委員（以下、「委員等」という）をもって組織する。

2 地区委員会は、会長が招集し、原則として毎学期1回開催する。

3 地区委員会の議長は、会長があたる。

4 地区委員会の議事は、選出した委員等の過半数で決する。

（地区委員会の任務）

第23条 地区委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 各種の事業実施計画案の作成
- (3) 本会の運営に関する重要事項の審議
- (4) その他、会長が必要と認める事項の審議検討

第6章 専門部

（専門部）

第24条 本会に専門部を置き、本会の活動を分掌する。

2 専門部は、地区委員をもって構成する。

3 専門部長は、P T A会長が指名する。副部長は、地区委員の互選により選出する。

第7章 会計

（会計年度）

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

（財源）

第26条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、会員の全部につき均等の額を課する。

3 会費の徴収方法は、別に定める。

（会計）

第27条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

2 本会の会計について必要な事項は、別に定める。

（決算）

第28条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を受けなければならない。

（目的外支出の禁止）

第29条 本会の経費は、第3条に定める目的の達成以外の目的のために支出してはならない。

第8章 雑則

（簿冊）

第30条 本会には、次の簿冊を備える。

- (1) 記録簿

- (2) 生徒、保護者名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 委員名簿
- (5) 会費徴収簿
- (6) 会計簿
- (7) その他必要な簿冊

（規約の変更）

第31条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の議決により変更することができる。

（細則の規定および改廃）

第32条 本会の運営に関し必要な細則は、地区委員会において定めることができる。

- 2 細則を規定し、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

附 則

本会則は、平成28年 月 日から施行する。

滋賀県立彦根翔西館高等学校「保護者と教職員の会」事務処理規程(案)

制 定 平成28年 月 日

（目 的）

第1条 この規定は、滋賀県立彦根翔西館高等学校保護者と教職員の会の文書、事務等に関する基本的事項を定め、もって事務処理の効率的かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

（事務の専決）

第2条 会長は、校長に次の事務を委任する。

- (1) 会員の出張に関すること。
- (2) 臨時職員の任免に関すること。
- (3) 軽易な事項の照会、回答および通知に関すること。
- (4) 会計事務のうち特に指定する事項以外の処理に関すること。
- (5) その他、軽易な事項に関すること。

（会長印）

第3条 公文書には、会長印を押すものとする。

- 2 会長印は、幹事が保守するものとし、保守する場所以外に持ち出してはならない。
- 3 会長印は、次のとおりとする。

寸法 24ミリメートル×24ミリメートル
字体 楷書

（予算額の流用）

第4条 やむを得ない理由により予算額を流用するときには、会長の承認を得なければならない。ただし、各項の間における流用については、校長に事務を委任することができる。

（予備費の支出）

第5条 予見し得なかった予算外の支出または予算超過の支出には、予備費を充用することができる。

2 予備費の支出は、会長の承認を得なければならない。

（収入金の収入手続）

第6条 会計担当幹事は、収入金をすべて速やかに所定の金融機関に預け入れるとともに、そのつど金銭出納簿等に記入しなければならない。

（支出金の支払手続）

第7条 会計担当幹事は、支出に関する事項を、そのつど金銭出納簿等に記入しなければならない。

（収入金および支出金の整理）

第8条 収入金及び支出金は、収入調書および支出調書により整理しなければならない。

2 収入および支出に関する証書類は、整理して保管しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年 月 日から施行する。

滋賀県立彦根翔西館高等学校「保護者と教職員の会」会費規程（案）

平成28年 月 日 制 定

（趣 旨）

第1条 この規定は、滋賀県立彦根翔西館高等学校 P T A 会則第25条の規定に基づき、会費について必要な事項を定めるものとする。

（会 費）

第2条 本会の会費は、年額5,000円とする。

2 前項の額は、1家庭についての額を定めるものとする。

3 会費は、毎年度4月と9月に納付するものとし、年額を4月に一括して納付することもできる。

（会費の減免）

第3条 特別の事情のある家庭については、会長に願い出て会費の減免を受けることができる。

（年度途中の入会、退会）

第4条 年度途中で新しく本会の会員となった場合の会費は、会員となった日の属する月から月割をもって徴収するものとする。

2 年度途中で退会した会員の会費は、退会した日の属する月の翌月以降の会費を月割をもって返還するものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年 月 日から施行する。

2 第2条の2は、学校統合完成までは、3校を1校とみなす。

滋賀県立彦根翔西館高等学校「保護者と教職員の会」・地区委員
選出規程(案)

平成28年 月 日 制 定

(趣 旨)

第1条 この規定は、滋賀県立彦根翔西館高等学校保護者と教職員の会規約第20条の規定に基づき地区委員選出について必要な事項を定めるものとする。

(地区の区分および委員の定数)

第2条 本会の地区の区分および委員の定数は、別表のとおりとする。ただし、地区の区分および委員の定数はその年の在籍生徒数により変更する。

(地区委員の選出)

第3条 地区委員は、地区の区分により当該地区の会員の互選により選出するものとする。

(選挙の管理等)

第4条 会長は、選挙管理委員会を組織し、選挙管理委員会の長は、委員の互選により選出するものとする。

2 選挙管理委員会の長は、選挙の結果、地区委員に選出された者にその旨を通知するものとする。

(選挙の時期)

第5条 地区委員の選挙は、毎年4月20日までにを行うものとする。

付 則

この規定は、平成28年 月 日から施行する。

別 表

地区番号	地区名	定数
1	伊吹山中学校・柏原中学校・大東中学校および長浜市以北地区	1名
2	米原中学校・河南中学校・双葉中学校地区	1名
3	鳥居本学園地区、佐和山小学校地区	1名
4	城東小学校地区	1名
5	旭森小学校地区	1名
6	彦根西中学校地区	1名
7	彦根中央中学校地区	1名
8	城南小学校・城陽小学校地区	1名
9	若葉小学校・亀山小学校地区	1名
10	彦根中学校地区	1名
11	稲枝中学校地区	1名
12	多賀中学校地区	1名
13	甲良中学校・豊日中学校地区	1名
14	能登川中学校・五個荘中学校地区	1名
15	愛知中学校・秦荘中学校地区	1名
16	湖東中学校地区・愛東中学校地区	1名
17	近江八幡市・野洲市以南地区	1名
18	玉園中学校・聖徳中学校・船岡中学校地区	1名
19	永源寺中学校・竜王中学校・朝桜中学校・日野中学校地区	1名
地区委員合計		19名

(備考) 地区委員の定数は、原則として会員30名を目途に1名とし超える場合は2名とする。

滋賀県立彦根翔西館高等学校「保護者と教職員の会」旅費支給規程（案）

平成28年 月 日 制定

（趣 旨）

第1条 この規定は、滋賀県立彦根翔西館高等学校 P T A の会員に関する旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

（旅費の種類）

第2条 旅費の種類は、鉄道費、船賃、車賃、航空賃、日当（→削除）および宿泊料とする。

（旅費支給の対象）

第3条 旅費の支給は、次の各号による旅行とする。

- (1) 会長の命による会議等への出席または P T A 用務のための旅行
- (2) 休日における生徒の引率のための旅行で、会長が必要と認める旅行

（旅費計算等）

第4条 旅費計算および旅費請求については、滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）の規定に準ずるものとする。

付 則

この規程は、平成28年5月 日から施行する。

滋賀県立彦根翔西館高等学校「保護者と教職員の会」慶弔規程（案）

平成28年 月 日 制定

（趣 旨）

第1条 この規定は、滋賀県立彦根翔西館高等学校 P T A の慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

（香 儀）

第2条 本会は、次の場合に香儀を贈るものとする。

- 1 会員またはその配偶者が死亡したとき
- 2 生徒が死亡したとき

（額の決定）

第3条 第2条に規定する香儀は、別表のとおりとする。

（表 彰）

第4条 本会の会長または副会長として2年以上勤めた者が退会するときは、総会の席で感謝状を贈るものとする。

（その他）

第5条 前3条に定めるほか必要と認める事項が生じたときは、会長は、地区委員会に諮り決定する。緊急の場合は、会長は、これを措置し、次回の地区委員会に報告し了承を得るものとする。

付 則

この規定は、平成28年5月 日から施行する。

別表

	区 分	額
香 儀	1. 会員またはその配偶者が死亡したとき	供花一对と10,000円
	2. 生徒が死亡したとき	供花一对と10,000円

滋賀県立彦根翔西館高等学校 後援会規約（案）

平成28年 月 日制定

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、滋賀県立彦根翔西館高等学校後援会（以下、「本会」という。）と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、滋賀県立彦根翔西館高等学校（以下、本校という。）内に置く。

（目 的）

第3条 本会は、学校教育活動の充実発展に必要な援助をすることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育活動の援助に関すること。
- (2) 教育環境の整備と充実に関すること。
- (3) その他必要なこと。

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员 本校の生徒の保護者
- (2) 賛助会員 特に本会の目的に賛同する者で、理事会の承認を得た者

第3章 役 員

（役 員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 監 査 2名
- (5) 庶 務 若干名
- (6) 会 計 1名

（役員の仕事）

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 理事は、この会の運営について協議し、会務にあたる。
- (4) 会計監査は、この会の会計を監査する。
- (5) 庶務・会計は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。

（顧 問）

第8条 本会に顧問を置くことができる。

（役員を選任）

第9条 本会の役員は、次の方法で選任する。

- (1) 会長、副会長、会計監査は、理事会で推挙する。
- (2) 理事は、本校「保護者と教職員の会」の地区委員および賛助会員の中から選出する。
- (3) 庶務・会計は、校長の推薦により、会長が委嘱する。

（役員任期）

第10条 本会の役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会 議

第11条 本会は、次の会議を行う。

- (1) 総会 原則として年1回開催する。議長は会長があたる。
 - (2) 理事会 役員をもって構成し、必要に応じて開催する。緊急の場合には、総会に代えることができる。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第5章 会 計

（財 源）

第12条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の徴収方法は、別に定める。

（予算・決算の承認）

第13条 本会の予算および決算は、総会の承認を受ける。

（会計年度）

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 改 正

（改 正）

第15条 この規約を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附 則

この会則は、平成28年 月 日から施行する。

徴 収 規 程（案）

平成28年 月 日 制定

第1条 本会の会費は、年額3,000円とする。

- 2 前項の額は、1家庭についての額を定めるものとする。

第2条 本会の入会金は、入学時に4,000円納入するものとする。

P T A規約、後援会規約（案）要点

< 1 > 「P T A規約」

1. 第6条（役員）
 - (3) 専門部長（および副部長）…削除という意見が出ていたが、実態にそぐわない。
 - (4) 幹事…幹事に保護者を入れると言うことで修正。事務局なら、教職員に限定すべき。
2. 第7条（役員の任務）
 - 3 専門部長および副部長は、各専門部の庶務を司る（西高11条）旨の文言を新設「素案」6条に対応する形で新設。
3. 第9条（役員の任免）
 - 「役員」に、専門部長、副部長を入れる（第6条に対応）。
 - 2 幹事に教職員のみならず、保護者を入れるという修正に伴い、任免方法も2通り。
4. 第11条（本部役員会）

構成メンバーに、専門部長、副部長を入れる（第6条に対応）。
5. 第12条（事務局）
 - 5 幹事に教職員のみならず、保護者を入れるという修正に伴い、任免方法も2通り。
6. 第17条（総会の議決事項）
 - (4) 専門部長、副部長、幹事の選任・解任について
7. 第20条（委員の選出）
 - 2 教職員の会員から地区委員を選出することについて…削除
8. 第22条（地区委員会）

構成メンバーに、専門部長、副部長を入れる（第6条に対応）。
9. 第24条（専門部）

組織として専門部を設置する根拠規程、選出方法などを新設。
10. 第26条（財源）
 - 4 出納員の委任は、地方自治法との整合性の関係から、削除。

< 2 > 「会費規定」

1. 第2条（会費）および附則2

兄弟姉妹の会費については、同一校とみなすなら、弟・妹は免除（「臨時総会」で検討）
2. 第3条（会費の減免）
 - 2 授業料の減免を参考にする旨の文言…削除

< 3 > 「地区委員」選出規程

- 鳥居本中学校地区

佐和山小学校区もしくは旭森小学校区と合区。案では選挙区の並び順に佐和山と合区。

< 4 > 「後援会規約」

1. 役員任期

役員一任
2. 卒業後の保護者からの会費

役員は、役員をして頂いた代わりに無料
3. 会長・副会長の就任順

役員一任（両校とも、前年度P T A会長→後援会長）
4. 第12条（財源）
 - 3 出納員の委任は、地方自治法との整合性の関係から、削除。

平成28年度 「保護者と教職員の会」事業計画(案)

月	日	曜日	活 動 内 容	場 所
5	9	月	「保護者と教職員の会」本部役員会	本 校
	14	土	平成28年度「保護者と教職員の会」第1回地区委員会および総会・後援会総会	本 校
6	1	水	【育成】登校指導	本 校
7	2	土	第42回近畿地区高等学校PTA連合大会大阪大会参加	大阪国際会議場/グランキューブ大阪/ANAクラウンプラザホテル大
	3	日		
	6	水	【育成】登校指導	本 校
	?		【広報】「保護者と教職員の会」会報 第1号発行	本 校
	25	木	第66回 全国高等学校PTA連合大会 千葉大会	幕張メッセ/アパホテル & リゾート東京ベイ幕張/ホテルニューオータ
	26	金		
9	7	水	【育成】登校指導	本 校
	?	?	【研修】「保護者と教職員の会」研修旅行	現在検討中
10	5	水	【育成】登校指導	本 校
11	2	水	【育成】登校指導	本 校
12	7	水	【育成】登校指導	本 校
	?		【広報】「保護者と教職員の会」会報 第2号発行	本 校
1	11	水	【育成】登校指導	本 校
2	1	水	【育成】登校指導	本 校
3	1	水	【育成】登校指導	本 校

月	日	曜日	学 校 行 事	場 所
6	11	土	彦根翔西館高校「保護者と教職員の会」懇談会(学年別説明会)	本 校
7	5	火	体育祭	長浜バイオ大学ドーム
	7	木	文化祭(1日目)	米原文化産業会館
	8	金	文化祭(2日目)	本 校
	15	金	保護者会	本 校
	18	月		
8	3	水	滋賀県立彦根翔西館高等学校 学校説明会	本 校
	30	火	文化講演会	ひこね文化プラザ
11	16	水	彦根ブロック共同映画鑑賞	ひこね文化プラザ
12	11	火	芸術鑑賞	ひこね文化プラザ
2	?		総合学科発表会	検討中
3	1	水	卒業式	本 校

平成28年度 滋賀県立彦根翔西館高等学校「保護者と教職員の会」会計予算書(案)

1. 一般会計

収入の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額A	前年度予算額B	増減 (A-B)	備考
会費	1,850,000	0	1,850,000	5,000円×370名(保護者337教職員33)
特別会計繰入金	0	0	0	
雑収入	100	0	100	預金利息
前年度繰越金	0	0	0	
合計	1,850,100	0	1,850,100	

支出の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額C	前年度予算額D	増減 (C-D)	備考
総務費	730,000	0	730,000	
事務費	50,000	0	50,000	電話代、入学・卒業式花代、郵便代
人件費	260,000	0	260,000	事務処理日々雇用職員
負担金	420,000	0	420,000	授業料等納入経費、県高P連会費、全高P連賠償責任補償制度掛金、清掃委託
活動費	670,000	0	670,000	
PTA一般活動費	170,000	0	170,000	PTA役員会、高P連全国、近畿大会参加費、
PTA各部活動費	200,000	0	200,000	広報誌、育成部、生徒通学指導、研修部
会員研修費	200,000	0	200,000	会員研修視察経費
指導連絡費	100,000	0	100,000	進路講演会、進路ガイダンス、小論文講座、外部講師謝礼
奨励費	390,000	0	390,000	
教育研究費	70,000	0	70,000	教員研究会費、色彩検定費
奨励費(激励金)	100,000	0	100,000	近畿大会・全国大会出場激励金
特別教育活動費	220,000	0	220,000	教員クラブ引率、新聞記事データベース購入等
クラブ活動器具備品費	50,000	0	50,000	クラブ器具修理費、小型備品
特別事業積立金	0	0	0	特別会計
予備費	10,100	0	10,100	
合計	1,850,100	0	1,850,100	

2. 特別会計

収入の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額F	前年度予算額E	増減 (F-E)	備考
前年度繰越金	0	0	0	
繰入金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	預金利息
合計	0	0	0	

支出の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額H	前年度予算額G	増減 (H-G)	備考
繰出金	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合計	0	0	0	

平成28年度 滋賀県立彦根翔西館高等学校後援会会計予算書 (案)

1. 一般会計

収入の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額A	前年度予算額B	増 減 (A-B)	備 考
会費	1,011,000	0	1,011,000	3,000円×337名
特別会計繰入金	0	0	0	
雑収入	50	0	50	預金利息
前年度繰越金	0	0	0	
合 計	1,011,050	0	1,011,050	

支出の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額C	前年度予算額D	増 減 (C-D)	備 考
総務費	470,000	0	470,000	
総務費	450,000	0	450,000	開校経費
事務費	10,000	0	10,000	消耗品費
広報費	10,000	0	10,000	学校案内印刷経費
施設・設備充実費	110,000	0	110,000	
施設充実費	80,000	0	80,000	設備的充実
機器充実費	30,000	0	30,000	備品的充実
学習活動後援費	100,000	0	100,000	
学習活動後援費	100,000	0	100,000	学びの共同体、発表会等経費
クラブ・生徒会活動後援費	331,000	0	331,000	
クラブ後援費	100,000	0	100,000	部活動外部講師謝金
部活動補助金	111,000	0	111,000	部活動強化費、グラウンド整備費
生徒会活動助成金	120,000	0	120,000	学園祭の充実等
特別事業積立金	0	0	0	
予備費	50	0	50	
合 計	1,011,050	0	1,011,050	

2. 特別会計

収入の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額E	前年度予算額F	増 減 (E-F)	備 考
前年度繰越金	0	0	0	
繰入金	0	0	0	一般会計より積立金
雑収入	0	0	0	預金利息
合 計	0	0	0	

支出の部

(単位: 円)

科目	本年度予算額G	前年度予算額H	増 減 (G-H)	備 考
繰出金	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

平成 28 年 5 月 14 日(土)

滋賀県立彦根翔西館高等学校 P T A 総会

参加者 1 1 0 名

